

## Q & A

**Q 騒音規制法第17条に定められている、自動車騒音の測定に基づく要請及び意見と同法第18条の常時監視の違いについて教えてください。**

**A** 両方とも自動車騒音の測定に係るものですが、以下のとおり測定目的や測定方法が異なっています。

### 1 「自動車騒音の測定に基づく要請及び意見」

騒音規制法（以下、「法」という）第17条第1項では、市町村長が指定地域内で自動車騒音を測定した場合において、同地域内の自動車騒音が環境省令で定める限度（要請限度）を超えており、道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、都道府県公安委員会に対して、道路交通法の規定による措置をとるよう要請するものとされています。措置としては、信号機又は道路標識等の設置及び管理による自動車通行禁止等の交通規制、最高速度制限等があげられます<sup>1)</sup>。

また、法第17条第3項では、市町村長が指定地域内で自動車騒音を測定し必要があると認めるときは、道路管理者又は関係行政機関の長に対して自動車騒音の減少のために必要な意見を述べるができるものとされています。トンネルの出入口、適切な舗装のない区間、高架道路、立体交差等、交通規制だけでは騒音対策が難しい箇所における騒音防止のために、道路構造・舗装の改良、遮音壁の設置等について意見を述べるができます<sup>1)</sup>。

要請限度の測定は、沿道住民から苦情が市町村に寄せられた場合に、その道路の自動車騒音が要請限度を超えているかを判断するために必要な測定です。測定においては、連続する7日間のうち当該自動車騒音の状況を代表すると認められる3日を選定します。

なお、環境省水・大気環境局大気生活環境室の公表資料<sup>2)</sup>によると、騒音規制法の指定地域内における平成27年度の自動車騒音の苦情は293件であり、そのうち66件で騒音の測定が行われ、その結果要請限度を超えていたものは11件でした。また、都道府県公安委員会に対する交通規制等の要請は0件、道路管理者に対する道路の構造等の意見陳述が

1件となっています。

### 2 「自動車騒音の常時監視」

国が、環境基準の達成状況を把握し、自動車単体規制の強化等の自動車騒音対策を進めるための基礎資料を得ることが必要であることから、法第18条第1項で都道府県知事（市の区域は市長）は、自動車騒音の状況を常時監視しなければならないこととされています。

監視地域は、未供用の道路を除き、原則として2車線以上の車線を有する道路（市町村道は、特別区道を含むものとし、原則4車線以上）に面する住居等が存在する地域とされており、道路端から50メートルの範囲が評価対象です。道路端で等価騒音レベルを測定した結果を用いて、監視地域内の全ての住居の騒音レベルをシミュレーションし、環境基準を超過している戸数及び超過する割合を算出します。測定は平日の1日間（原則として連続24時間）行います。

なお、環境省水・大気環境局自動車環境対策課の公表資料<sup>3)</sup>によると、平成27年度は、全国837地方公共団体において環境基準の達成状況の評価が実施され、評価対象818万5,300戸の住居等（道路に面する地域の延長58,033km）のうち昼間・夜間のいずれか又は両方で環境基準を超過していたのは、52万2,700戸（6.4%）であり、そのうち昼夜間とも環境基準を超過していたのは24万7,900戸（3.0%）となっています。

このように、法第17条が、自動車騒音が要請限度を超えた場合の改善措置の要請を規定しているのに対して、法第18条は自動車騒音の面的評価を目的とした規定という違いがあります。

### 参 考 文 献

- 1) (社)日本騒音制御工学会編：騒音規制の手引き〔第2版〕（技報堂出版、2007）、pp.106-111。
- 2) 環境省水・大気環境局大気生活環境室：平成27年度騒音規制法等施行状況調査の結果について（平成29年1月31日）。
- 3) 環境省水・大気環境局自動車環境対策課：平成27年度自動車交通騒音の状況（平成29年2月17日）。

（千葉県環境研究センター 石橋雅之）